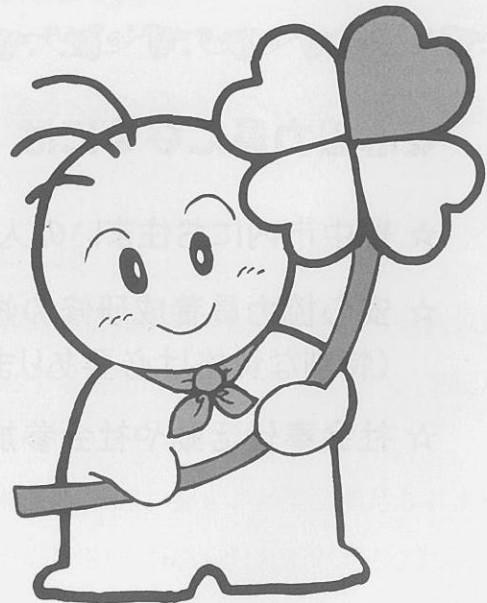


会員番号

安心協力員活動の手引き

安心協力員
派遣サービスは、
市民による
支えあいの活動です。



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

1. 安心協力員派遣サービスについて

安心協力員派遣サービスは、

ひとり暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるように、

見守りや買い物支援を行います。

地域福祉コーディネーター(社協職員)は、

高齢者等から相談を受け、

必要に応じて安心協力員を派遣します。

安心協力員は、高齢者等の自宅を定期的に訪問して

顔なじみの関係をつくとともに、緊急時の支援や、

ひとり暮らしを支援する様々な事業などを紹介していきます。



安心協力員になるには・・・

- ☆ 豊中市内にお住まいの人
- ☆ 安心協力員養成研修の修了者
(特別な資格は必要ありません)
- ☆ 社会奉仕活動や社会参加に意欲のある人

2. 活動にあたって

- ①活動中に知り得た個人情報やプライバシーを第三者に漏らさないでください。
- ②活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないでください。
- ③安心協力員は、利用会員の生活習慣や生活リズムを尊重してください。
- ④活動中は、会員証を必ず携帯してください。
- ⑤活動中に万一事故が起きたときは、事務局までお知らせください。
- ⑥活動においていきづまったときや、対応方法についてわからないことがあるときは、お気軽に事務局までご相談ください。
- ⑦利用会員から緊急の連絡があったがすぐに対応できなかった場合、活動できる状態になりましたら、すみやかに対応をお願いします。
- ⑧3カ月に1回、連絡会を行いますので、積極的にご参加いただき、他の安心協力員との交流を深めましょう。
- ⑨安心協力員と利用会員との間で、お互いに信頼関係を築き、末永く支えあえる良好な関係づくりを心がけましょう。



注 意 事 項

- ◆ 利用会員と安心協力員は、最初の顔合わせの際に依頼内容を確認します。それ以外の内容の活動を行うときは、利用会員から必ず事務局に連絡してください。事務局への連絡なしに行われた活動は、補償の対象になりません。
- ◆ 安心協力員は、当月中の「活動報告書（事務局報告用）」をまとめて、翌月5日までに、事務局までご持参頂くか、郵送でご提出ください（送料は協力員負担です。）
- ◆ 活動報告書が作成されていない場合は、補償保険の対象には含まれません。
- ◆ 退会するときは、必ず事務局にご連絡ください。
- ◆ 収入を目的とする職業ではありません。

3. 活動の内容

★利用会員

登録料:年2,000円

★有料サービス
(必要に応じて)

★基本サービス

(月1回の定期訪問、1回800円)

話し相手、見守り、地域福祉活動や
公的サービスの紹介など

定期訪問時に、
こんなことを
頼まれたら

◆急病時の緊急の買物のお手伝い

⇒利用会員が急病となり、連絡があったとき、食料品や生活消耗品の買い物を行う。(薬の購入は行わないでください。)

◆入院時の手続きや連絡の手助け

⇒利用会員に入院の必要があり、連絡があったとき、入院の手続きなど病院とのやり取りや、緊急連絡先への連絡を行う。

◆緊急通報システム利用時の鍵預かり

⇒豊中市が行う緊急通報システムの利用にあたり、利用会員宅の鍵を預かる「協力員」として登録する。緊急時、消防本部からの連絡により、利用会員宅の鍵を持って利用会員宅へ駆けつけ、状況確認などを行う。

(利用には、豊中市に別途申込が必要です。)

…など

- ・電球の取替え
- ・草花の水やり
- ・郵便物の確認
- ・近所の散歩の付き添い
- ・身の回りの片付け

原則として、最初の顔合わせのときに、利用会員と安心協力員とで確認した依頼内容の範囲で対応をお願いします。判断に困る場合や、定期的に同じ依頼をされる場合などは、事務局までご相談ください。

※身体の清拭、食事や排泄のお世話などの介護サービスは
おこないません。

4. 活動日時と利用料

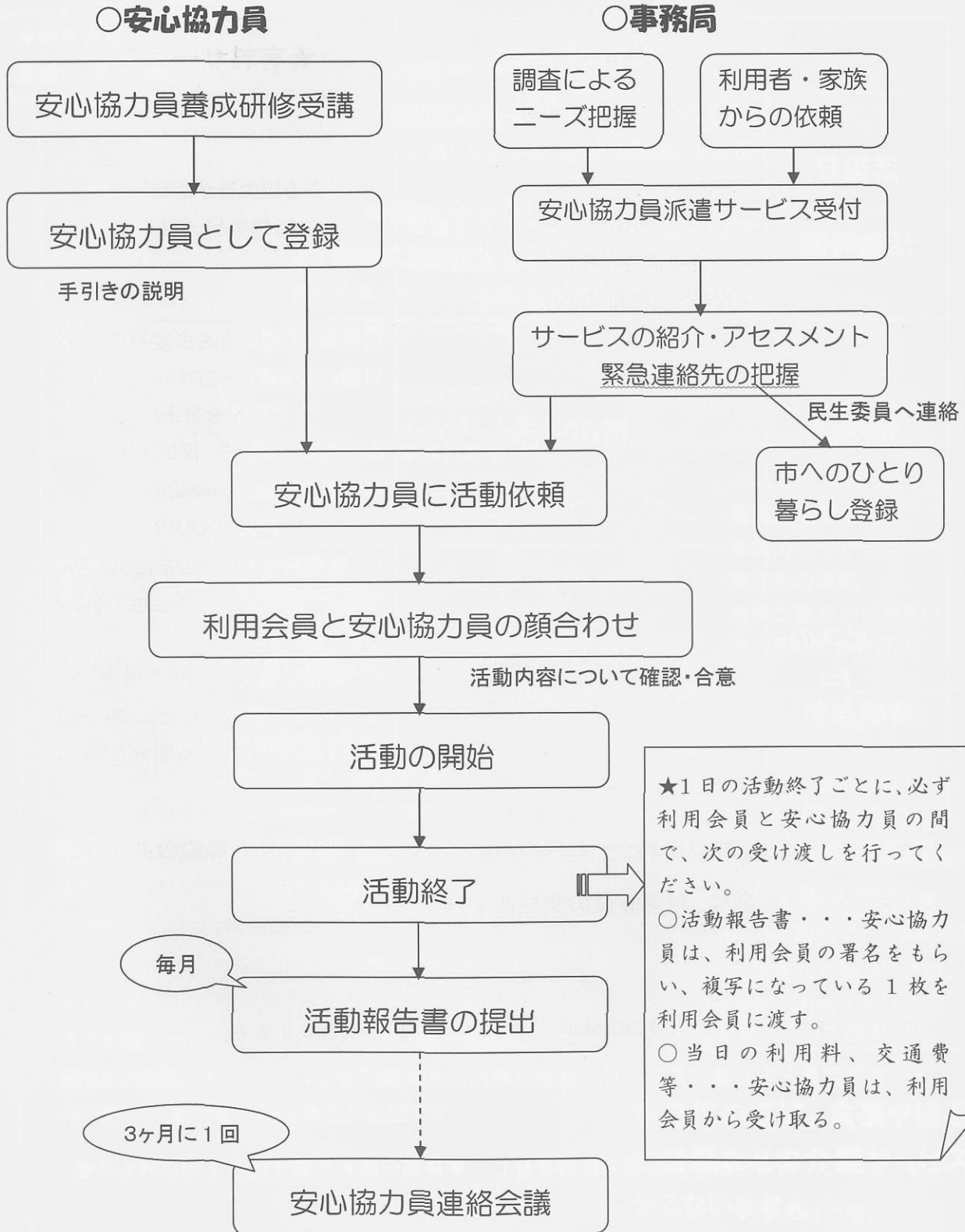
	★基本サービス	★有料サービス
活動日 活動時間	<p>○原則として、平日（月曜日から金曜日まで・祝日除く）の8時から20時までの間。</p> <p>○ただし、利用会員と安心協力員の間で合意がある場合は、上記以外の時間帯でも活動可能とします。</p>	<p>○安心協力員が活動可能な時間帯とします。</p>
利用料	<p>1回800円</p>	<p>○平日（月曜日から金曜日まで・祝日除く）の8時から20時までの間 1時間800円</p> <p>○土曜日、日曜日、祝日と、平日で上記以外の時間帯 1時間900円</p>
サービスの 時間単位	<p>○月1回の定期訪問で30分～1時間以内とします。</p>	<p>○1時間単位とし、1回あたりの活動時間が1時間未満の場合は1時間として計算します。</p> <p>○1時間を超える活動の場合、30分以内は上記の半額とし、30分を超え1時間までは1時間分となります。</p>

※基本サービス以外の有料サービスにおいて、交通費（電車・バス等の公共交通機関）が発生した場合は、利用会員の負担となります。（実費）

注 意 事 項

- ◆ 原則として、安心協力員の活動場所は、利用会員の自宅となります。
- ◆ 利用会員と安心協力員との間で最初に確認した依頼内容以外のことは、活動では行わないでください。
- ◆ ただし、利用会員と安心協力員が合意し、事務局が認めた場合は、上記以外も活動可能とします。

5. 活動の手順



6. 活動における事故について

活動中は、細心の注意を払って行動して頂くことが原則となりますが、万一の場合に備えて、事務局で「福祉サービス総合補償保険」に加入しています。

活動中に事故にあった場合は、必ず事務局までお知らせください。

物損事故の場合は、現状維持をお願いしますが、難しい場合は、写真などで、後で状況が確認できるようにしてください。

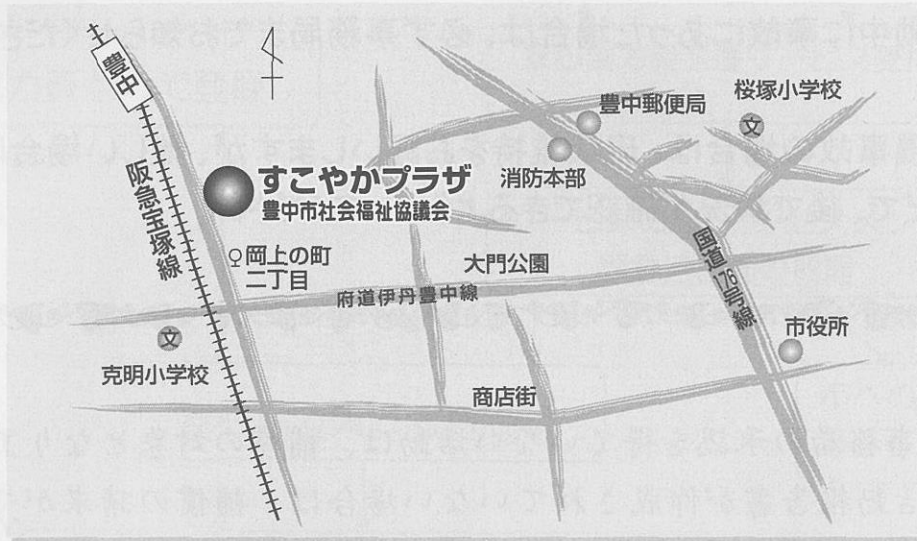


- ◆ 事務局の承認を得ていない活動は、補償の対象となりません。
- ◆ 活動報告書が作成されていない場合は、補償の請求ができません。

7. 安全チェック・メモ



お申し込み・お問合せ先



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15
(豊中市すこやかプラザ内)

電話 (06)6848-1279

(月～金 9:00～17:15)

FAX (06)6841-2388

E-Mail tcpvc@gold.ocn.ne.jp